



自分のため・・・

将来のため・・・

家族のため・・・

成年後見制度を活用しましょう!!

成年後見制度とは?

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で自分で判断することが難しい方々を支援する制度で、家庭裁判所から選ばれた「後見人」、「保佐人」「補助人」が本人に代わって、財産管理、様々な協議、契約等を行います。

成年後見には2種類あります。

「法定後見」・・・

ご本人の判断能力が低下した状況で、
後見が必要と認められた場合に家庭裁判



所が後見人等を選任し行われるものです。

ご本人の状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、それぞれ後見人、保佐人、補助人として、契約、同意、契約などの法律行為の取り消しを行い、ご本人を保護・支援します。

身内の方等（4親等以内）からの「申立て」によって、必要と認められた場合に開始されます。申立する親族等がない場合は、村長が申し立てすることができます。

法定後見制度の3種類

区分	後見（こうけん）	保佐（ほさ）	補助（ほじょ）
対象となる方	判断能力がまったくない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など法律で決められている行為、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
成年後見人等が代理することができる行為	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

「任意後見」・・・・

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になつた時に備え、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に生活や療養看護、財産に関する事務の代理権を与える契約を公正証書で結んでおく制度です。自分が選んだ代理人に、自分がしてほしいことを契約で決めておくことができるため、判断能力が低下し、後見が開始された後、自分の好みや考え方をよく知っている方に代理人をしていただくことができる良さがあります。なお、後見が開始される時に、後見人が適正に業務をしているかどうか確認するため、裁判所が後見監督人を選任します。

いずれの場合も、後見人は後見を受ける方に対して直接福祉サービス等を行うのではなく、それらのサービスを受けるための手続（契約等）や財産の管理、必要な協議の代理を行います。

成年後見制度について知りたいときは、下記のお問い合わせ先まで気軽にお相談ください。

（お問い合わせ先）更別村保健福祉課 電話：53-3000

さらべつ成年後見センター 電話：53-3500